

神戸アイセンター病院研究実習生取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市立神戸アイセンター病院（以下「病院」という。）における研究実習生の取扱について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 研究実習生の取扱とは、外部からの依頼に基づき、企業・団体等の技術者や大学・大学院等の学生などを研修者、研修（実習）生、研究生等（以下「研究実習生」という。）として受入れることをいい、原則として、病院の身分を有さない。

(依頼手続)

第3条 研究実習生の受入れを依頼しようとする者（以下、「依頼者」という。）は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

(1) 院長宛ての実習依頼文書（様式1もしくは記載事項を含む任意書類）

(2) 履歴書・研究業績書（様式任意）

2 依頼者は、研究実習生が学生身分（大学院生含む）の場合、受入れに先立って学生教育研究災害傷害保険等に参加しなければならない。また、社会人身分の場合、所属機関の労働災害保険の適用条件等を確認し、実習に必要な保険に参加しなければならない。

3 依頼者及び研究実習を希望する者は、依頼を行うに際し、研究実習生取扱要綱及び研究実習生服務心得に定める事項につき、事前に十分に確認した上で依頼するものとする。

4 依頼者及び研究実習を希望する者は、病院が手続きをしなければならない事項又は作成する書類がある場合は、あらかじめ事務局に申し出なければならない。

(受入手続)

第4条 院長は、前条の依頼に係る研修が病院と密接な関係を有し、かつ研究センターの業務に支障がないと認めるときは、研究実習生の受入れを決定し、受入れに関する契約等を依頼者と締結するものとする。

2 研究実習生の受入れは、前条の依頼に基づき、院長が決定する。また、院長は研究実習生の受入れにあたって、指導責任者を指名する。

3 事務局は、研究実習生取扱要綱及び研究実習生服務心得に基づく誓約書（様式2）を研究実習生より取得する。

(受入期間)

第5条 受入期間は、原則として1週間以上6カ月未満とする。

2 研究実習生の受入期間は、原則として所属機関が定める期間もしくは研究実習生の所属する大学、大学院等の卒業予定日又は修了予定日以内とし、前条の契約で定める。ただし、依頼者の要請に応じて、院長が認めた場合は、その限りではない。

(研究実習料等)

第6条 依頼者は、本実習の対価として、実習料を病院に支払うものとする。実習料は、研究実習生1人あたり日額3,000円(消費税別途)とする。ただし、依頼者の要請に応じて、院長が認めた場合は、その限りではない。

2 病院は、研究実習生に対して、給与・交通費等は支給しない。

(実習内容)

第7条 研究実習の内容は、指導責任者と研究実習生間で調整を行い、院長及び依頼者が合意をしたものとする。

2 研究実習生は、病院が研究機関として行う生命科学・医学系研究や治験等に参加することは原則できない。

(実習生の服務心得等)

第8条 研究実習生は、別に定める「研究実習生服務心得」を遵守しなければならない。

(秘密保持)

第9条 研究実習生は病院において知得した秘密を第三者にもらし、又は盗用してはならない。受入期間が終了した後も同様とする。

(実習の終了)

第10条 病院は、次の各号に該当する場合は、研究実習生の受入を終了する。

(1) 受入期間が満了したとき。

(2) 本人又は依頼者より受入れ終了の申出があったとき。

(3) 研究実習生が当規程及び病院の指示に従わない場合。

(4) 病院の業務に支障があるとき、又は天災その他やむをえない事由があるとき。

(5) 病院が研究実習生の疾病その他の事由により、受入れを継続することが困難又は不相当と認めたとき。

2 研究実習生は、実習が終了したときは報告書(様式3)により指導責任者を介し院長に報告を行うものとする。

3 研究実習内容、研究実習記録(情報・データ)等は受入れ担当部署内で保管する。保存期間は、少なくとも研究実習終了後5年または当該成果が論文等の形で発表されたものとなった記録は発表後10年のいずれか遅い期限までとする。

(研究実習成果の取扱い)

第11条 研究実習生が病院における実習の過程又は結果として作製又は取得した研究実習成果(情報、試料)の取扱いは、病院と依頼者との間の契約等において規定する。

3 研究実習生の研究実習成果に関わる論文及び論文に関わる図表等について、研究実習生が作成したものの著作権は当該研究実習生に帰属する。

4 前項において、病院は、研究実習生の研究実習成果に関する論文及び論文に関わる図表等の全部又は一部若しくは必要に応じて適当な修正を加えたものを、利用できるもの

とする。ただし、研究実習成果の発表に際して、研究実習生と研究論文等の掲載先との間で著作権について取決めがある場合はこの限りでない。

(研究実習成果の外部公表)

第 12 条 研究実習生が実習に関する成果を第三者に公表しようとするときは、あらかじめ指導責任者及び事務局の了承を得たうえで、別に定める手続きを行い、公表した研究実習成果は、速やかに病院に届け出なければならない。

2 前項の際には、本成果が、病院での研究実習によって得られた旨を、外部公表が書面によって行われる場合には明示しなければならない、外部公表が口頭のみによって行われる場合には実務上支障のない範囲で可能な限り示さなければならない。

3 病院は、研究実習の実績（研究実習内容、依頼者名）を公表することができる。

(研究実習成果物の移転等)

第 13 条 研究実習生が、研究実習成果物を病院から移転するときは、病院の許可を受けなければならない。

(病院の免責)

第 14 条 病院内又は実習を受ける施設への往復中の事故等により研究実習生が被った損害および研究実習生が第三者に与えた損害について、病院は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第 15 条 研究実習生が故意又は重大な過失によって、病院に損害をおよぼしたときは、状況によりその損害の全部又は一部を賠償されることがある。

(その他)

第 16 条 実習に関して、この要綱に依らない事項は、その都度院長が決定する。

附則

この要綱は、令和 6（2024）年 5 月 1 日より施行する。

附則（一部改訂）

この要綱は、令和 7（2025）年 7 月 1 日より施行する。